

税理士・田中誠のつぶやき (9)

1,500兆円ともいわれている日本の個人の持つ金融資産。税収不足の折、この個人の金融資産を税収に変えたいという意向のようで、税務当局が個人の運用資産の監視を強めています。税務署はどうやって、資産の把握をしているのでしょうか。

国外財産調書～提出義務に

2012年度の税制改正で「**国外財産調書**」の提出制度が導入され、2013末に5,000万円を超える国外財産がある人は翌年の3月15日までに種類、数量、価額などを税務署に提出することになります。税務署に国外財産の中身を知られるのは嫌な人は、来年にかけて国外財産を5,000万円以下に減らすこととなりそうです。

国外財産調書で注意しなければならないのが、「国外財産」の範囲です。日本の金融機関の国内支店の外貨預金は含まれませんが、国外発行体が発行した株式や債券、例えば米国債は国内で購入しても対象に含まれることになります。

主な区分	判断基準	国外財産か国内財産かの例示
預貯金	営業所、事業所(支店)の所在地	① 邦銀、外銀を問わず、海外支店に口座開設をした場合の預金→国外財産 ② 邦銀、外銀を問わず、国内支店の外貨預金→国内財産
株式、社債など有価証券	発行人の本店等の所在地	国内で購入した外国に本店を有する会社の株式・社債→国外財産
国債・地方債	発行国の所在地	国内で購入したアメリカ国債→国外財産
貸付金等	債務者の住所、本店等所在地	① アメリカに居住する日本国籍の者に対する貸付金→国外財産 ② 日本に居住するアメリカ国籍の者に対する貸付金→国内財産
投資信託	信託の引き受けをした営業所、事業所の所在地	—

税務署は、これまでも個人の資産運用に関わる様々な情報を収集してきました。具体的には、個人と取引する金融機関などが、いつ、いくら取引をしたかなどを税務署に報告する「**支払調書**」などの法定調書の提出です。

国外への入送金を監視

実は1998年4月の外為法改正と同時に、「**国外送金等に係る調書提出制度**」が制定され、国内外の資金の入送金は監視されています。これは1回あたり100万円超の国内金融機関への入金、国外金融機関への送金についてその目的などを金融機関から提出させるもので、年間400万枚前後提出されているそうです。

国外金融機関の現地口座は、日本の税務署が直接、税務調査するのは困難なため、入送金の段階で調査する目的ですが、この制度の導入がバブル崩壊後で、それ以前の海外への資金の流れは把握されていません。それで、前述した国外財産調書制度の導入となったわけです。

国外から多額の入金がある場合、税務署は無申告の国外財産や運用益があると見て、申告を促すため、通常「お尋ね」という質問文書を納税者に送付します。また数百万円以上の送金も、相続・贈与の申告漏れの可能性があるとみて、念入りに調べる人が多いそうです。

金の売却益～売却額200万円超は把握

もう一つ監視が強化されたのが金の売却です。金の売却益には税金がかかりますが、申告しないケースが相次いでいました。そこで2012年1月から個人が金地金などを取引業者に売却する場合、業者はその金額情報を「**支払調書**」として税務署に提出することが義務付けられました。**(金地金等の譲渡の対価の支払調書制度)**1回の売却額が200万円超になった人は、確実に税務署に把握され、申告しないと調査されることになります。

その他にも株式売却益も要注意で、株式投資など証券関係の法定調書には「**特定口座年間取引報告書**」と「**株式等の譲渡の対価等の支払調書**」があります。

国税庁の国税総合管理システムには法定調書のデータが蓄積され、納税者別に集計ができるのだそうです。つまり、税務署は個人の財産について多くの情報を把握しているということです。申告漏れには加算税などのペナルティーが課せられる場合もあります。うっかりして想定外の出費をする事態を避けるためにも、常日頃から税務署の視線を意識して、資産管理をすることが肝要ですね。